

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[5] 1,2-エポキシプロパン（別名：酸化プロピレン） 詳細環境調査・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度：5/22(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：5/22(欠測等：0) 検出範囲：nd～12,000 検出下限値範囲：23 検出下限値：23 要求検出下限値：2,400	札幌市	1	新川第一新川橋（札幌市）	nd	23
	宮城県	2	迫川二ツ屋橋（登米市）	nd	23
	群馬県	3	鏡川多胡橋（高崎市）	nd	23
	埼玉県	4	柳瀬川志木大橋（志木市）	nd	23
	さいたま市	5	芝川八丁橋（さいたま市）	nd	23
	千葉県	6	市原・姉崎海岸	33	23
	東京都	7	荒川河口（江東区）	nd	23
		8	隅田川河口（港区）	nd	23
	横浜市	9	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	23
		10	横浜港	nd	23
	川崎市	11	多摩川河口（川崎市）	46	23
	静岡県	12	天竜川（磐田市）	nd	23
	愛知県	13	名古屋港潮見ふ頭西	120	23
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	33	23
		15	名古屋港潮見ふ頭南	12,000	23
	大阪府	16	大和川河口（堺市）	nd	23
	兵庫県	17	鳴尾浜沖	nd	23
	和歌山県	18	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	nd	23
	岡山県	19	旭川乙井手堰（岡山市）	nd	23
	広島県	20	広島湾西部29	nd	23
	愛媛県	21	岩松川三島（宇和島市）	nd	23
	佐賀県	22	伊万里湾	nd	23

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、  
 「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出